

令和3年(家)第 [redacted] 号 任意後見監督人に対する報酬の付与審判申立事件

審 判

住所 [redacted]

申立人 [redacted]

住所 [redacted]

本人 [redacted]

本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

- 1 本人の財産の中から、申立人の令和2年7月1日から令和3年6月30日までの間の報酬として申立人に金19万8000円(内税)を与える。
- 2 手続費用は申立人の負担とする。

令和3年7月30日

横浜家庭裁判所

裁判官 [redacted]



これは謄本である。  
前同日

横浜家庭裁判所  
裁判所書記官 [redacted]



# 請 求 書

令和3年8月3日

様

〒

弁 護 士



記

金 198,000 円也 (消費税込)

但し、横浜家庭裁判所平成30年(家)第50485号  
任意後見監督人選任申立事件の報酬金として。

上記金額を下記口座宛にお振込み下さいますよう、お願い致します。

銀行名	りそな銀行 横浜支店 (709)
種 類	普通預金口座
口座番号	
口座名	

■領収証につきましては、各金融機関での振込依頼書及び通帳記載内容を以って  
代えさせていただきます。別途、領収証が必要な場合は、ご連絡ください